

敷地境界	10
------	----

d 騒音

下記の基準値以下とする。

(1 炉稼働時)

作業室内	70dB
------	------

(全炉稼働時)

作業室内		80dB
収骨・告別室		60dB
敷地境界	昼間 (7 : 00～19 : 00)	50dB
	朝 (5 : 00～7 : 00)	45dB
	夕 (19 : 00～22 : 00)	
	夜間 (22 : 00～5 : 00)	40dB

e 振動

下記の基準値以下とする。(敷地境界)

昼間 (7:00~19:00)	60dB
夜間 (19:00~7:00)	55dB

f その他

- ・飛灰におけるダイオキシン類の濃度は、3ng-TEQ/g 以下とする。
- ・その他、本項に特に指定していないものについては、関係法令等によるものとする。

(ク) 非常時の運転

- ・炉内温度、炉内圧力、排気ガス温度及び燃料供給等に異常が生じた場合は、迅速かつ適切に対応し、火葬を継続できる運転システムとすること。
- ・停電時には、非常用の発電設備から電力供給を受けるシステムとすること。
- ・停電時においても、環境保全目標値を達成する運転が可能なシステムとすること。

(ケ) その他条件

- ・保守点検及び維持管理が容易な構造、配置とし、作業及びメンテナンススペースを確保すること。
- ・機器配置は、オーバーホール時を考慮して設計すること。

エ 試運転

- ・施設の建設工事期間内に、すべての火葬炉について試運転を行うこと。